

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

草津町役場上下水道課より大切なお知らせ

2019年10月1日より指定給水装置工事事業者 制度は5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施工されます。

- 指定の有効期限が従来の無制限から**5年間**となります。
※ 現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下記参照)
※ **期間内に更新申請されなければ、失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間	
H10. 4. 1～H11. 3. 31	1年	2020年9月29日まで
H11. 4. 1～H15. 3. 31	2年	2021年9月29日まで
H15. 4. 1～H19. 3. 31	3年	2022年9月29日まで
H19. 4. 1～H25. 3. 31	4年	2023年9月29日まで
H25. 4. 1～ R1. 9. 30	5年	2024年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**役場上下水道課より改めて通知**します。なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

● 指定更新の要件は**水道法第25条の2(指定の申請)**に準拠

- ① 給水装置主任技術者の選任
- ② 給水装置工事を行うための器具を有する
- ③ 水道法第25条の3で規程された欠格要件に該当しない者

※水道法第25条の3及び水道法施行規則第20条に準拠

● 更新申請に必要な書類

- ・ 様式第1号及び第2号
- ・ 機械器具調書
- ・ 定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・ 選任する主任技術者確認書類(技術者証等)

◎ 指定更新申請時に3項目の確認を行います(参考)

- 1 業務内容(営業時間・漏水修繕・対応工事等について)
- 2 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- 3 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

◎ 3項目確認資料(参考)

- ・ 外部研修の受講実施履歴等
- ・ 施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

更新申請についてのお問い合わせは
草津町役場上下水道課 担当 佐藤・岡田
TEL 0279-88-7183